

緑のトラスト 14 号地

# 「藤久保の平地林」への寄附のお願い

平成27年6月、「藤久保の平地林」が埼玉県緑のトラスト保全第14号地に決定されました。緑のトラストとは、埼玉県の優れた自然や歴史的環境を後世に残すため、住民・企業・団体などの寄附金を資金とし、緑のトラスト保全地として公有地化し保全していく運動です。「藤久保の平地林」には江戸時代から続く循環型農法(歴史的環境)と生物多様性(優れた自然)が今も息づいています。平成28年度、埼玉県と三芳町の共同で用地取得を実施いたしました。今後は保全地の整備工事を実施した後、トラスト地オープンとなります。このトラスト運動を進めていくため、皆様からの寄附を募っています。ご協力よろしくお願いいたします。詳細については裏面をご覧ください。

## 緑のトラスト 14 号地「藤久保の平地林」

#### 藤久保の平地林の特長

国道 254 号、関越自動車道などが近接する都市部の地域でありながら、一団の緑地が形成された貴重な緑地帯です。江戸時代初期に開発され、現在も落葉を堆肥として利用する循環型農法が行われており、地権者およびみよしグリーンサポート隊(ボランティア団体)の協力により保全されてきました。

#### 今後どのように活用していくの?

保全地の整備として、散策路、木柵、ベンチを設置いたします。またトラスト地では貴重な緑を良好な状態のまま後世に残すために、樹木の伐採、遊具の設置、建築物等の建設などの行為が制限されます。今後はウォーキングや植物・野鳥等の自然観察、音楽コンサートなど様々なイベントの場として活用し、地域の交流の場にしていきます。子どもから大人まで、企業の皆様にも活用していただきたいと思います。

#### 藤久保の平地林位置図

総合運動場、淑徳大学に隣接する緑地帯です。緑地公園を含む約3.7haがトラスト保全地に決定されました。※一部民有林を含みます。





**寄附のご案内** 期間: 平成28年4月1日~平成32年3月31日

「三芳町緑化推進費寄附金申込書兼領収書」をご記入の上、お近くの金融機関窓口でご寄附をお願いします。

### 納入方法

環境課までご連絡ください。納付書(申込書兼領収書)を郵送します。役場および出張所またはお近くの金融機関でご寄附ください。

#### 寄附金額

事業者(団体等)

1 口= 5,000 円

個人(町民等)

1 口= 500 円

※□数制限なし。1□以上のご協力をお願いします。

#### 税の控除

本寄附は三芳町への寄附となり、 税法上の優遇措置があります。 法人は寄附の全額を損金に算入 できます。個人の場合はふるさ と納税制度が適用されます。

※なお、本寄附には謝礼品はありません。

お問い合わせ先: 三芳町役場環境課・自然環境担当 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100-1 ☎ 049-258-0019(内線 218)



